

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
字の区域の変更(二七三・市町村課)	1
保安林予定森林の指定通知(二七四・森林整備課)	2
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(二七五・商工業振興課)	2
大規模小売店舗の新設に関する届出(二七六、二七七・商工業振興課)	3
争議行為の予告(二七八・労働政策課)	4
道路区域の変更(二七九、二八一・道路環境課)	5
道路の供用開始(二八二、二八四・道路環境課)	6
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)	7
土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)	7
県営土地改良事業の換地処分(秋田地域振興局農林部)	7
土地改良事業工事の完了の届出(秋田地域振興局農林部)	7
県営土地改良事業の換地処分(仙北地域振興局農林部)	7
土地改良事業工事の完了の届出(平鹿地域振興局農林部)	7
土地改良事業工事の完了の届出(雄勝地域振興局農林部)	8

告示

秋田県告示第二百七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、能代市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地区画整理法(昭和二十九年法律第九号)第二百三十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年三月二十三日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
能代市字藤山 五六の二の二部、五六の二の二部	能代市字豊祥岱
能代市字豊祥岱 一の一三、一の一〇五の二部、一の一〇四の二部、一の一五二七、一の一五二八	能代市字寿域長根
能代市字田子向 二の七の二部	能代市字藤山
能代市字寿域長根 五七の一の二部、五七の四の二部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	能代市字藤山
能代市字豊祥岱 一の一〇五の二部	
能代市字田子向 一の二部、二の五の二部、二の八の二部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに字藤山五三の一、五三の三、五四の一、五四の四に隣接する道路である国有地の全部	
能代市字大瀬儘下 七二の八の二部、七二の九、七二の一〇の二部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに字藤山六三の三、六三の四に隣接する道	

路である国有地の全部	
能代市字松長布 八〇の一部、五〇七の一部	能代市字田子向
能代市字藤山 四七の二の一部、四七の三の一部、四九の一の一部、五三の三の一部	能代市字松長布
能代市字大瀬儘下 七二の八の一部、七二の一〇の一部	
能代市字藤山 一一の二の一部、一一の三の一部、六三の三の一部	

秋田県告示第二百七十四号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年三月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 保安林予定森林の所在場所
秋田市太平洋関字槻ノ浜四一の一、四一の二、四九の一、四九の二、字平形一三八、一三九、一四〇の一、一四〇の二、下浜八田字館腰二二六、二二七
- (三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
太平洋関字槻ノ浜四一の一、四一の二、四九の一、四九の二、下浜八田字館腰二二六、二二七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

秋田市上新城道川字長田二の一、二の二、下北手通沢字杉崎九七の一、下北手宝川字潤ヶ崎九九、一〇一、豊岩豊巻字山口一四二、一五五の一から一五五の四まで、字大日沢一〇九、一一五、字中山一七

(三)(二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
次のとおりとする。

秋田県告示第二百七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年三月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社日敷 代表取締役 小田原 豊 満

湯沢市前森一丁目二番六号

よねや商事株式会社 代表取締役 佐々木 隆 一

横手市鍛冶町四番一号

大規模小売店舗の名称及び所在地

大曲ショッピングセンター
大曲市戸蒔字錨十七 一ほか

(三) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者
ア 変更前 株式会社日敷ほか八者
イ 変更後 株式会社日敷ほか十者

(四) 変更の年月日

平成十五年十二月十八日

(五) 変更する理由

小売業者の追加

二 届出年月日

平成十六年三月九日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大曲市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年三月二十三日から同年七月二十三日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第二百七十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十六年三月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ矢島店

由利郡矢島町元町字間木百二十三番地

小売業を行う者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年十一月十三日

(四) 店舗面積の合計
千八百九十四平方メートル

(五) 駐車場の収容台数
百三十七台

(六) 駐輪場の収容台数
五十台

(七) 荷さばき施設の面積
二百平方メートル

(八) 廃棄物等の保管施設の容量
四十四・五立方メートル

(九) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後十一時

(十) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から午後十一時三十分まで

(十一) 駐車場の自動車の出入口の数
六か所

(十二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

二 届出年月日
平成十六年三月十二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 矢島町役場 企画商工観光課

縦覧期間
平成十六年三月二十三日から同年七月二十三日まで

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

秋田県知事 寺田典城

平成十六年三月二十三日

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

秋田県知事 寺田典城

平成十六年三月二十三日

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第二百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年三月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ河辺店
河辺郡河辺町和田字北条ケ崎十四番地八
- (三) 小売業を行う者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年十一月十三日
- (五) 店舗面積の合計
千四百八十九平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数
六十台
- (七) 駐輪場の収容台数
四十台
- (八) 荷さばき施設の面積

- (九) 百二十八平方メートル
廃棄物等の保管施設の容量
- (十) 三十二・七立方メートル
小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後十一時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から午後十一時三十分まで
- (十一) 駐車場の自動車の出入口の数
- (十二) 二か所
- (十三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- 二 届出年月日
平成十六年三月十二日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
河辺町役場 商工観光課
- (二) 縦覧期間
平成十六年三月二十三日から同年七月二十三日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第二百七十八号

平成十六年三月十二日鷹巣病院労働組合執行委員長松坂金浩から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十六年三月二十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 事件
- (一) 賃金の改善に関すること。
- (二) 職員増員に関すること。

(三) 夜勤制限協定の締結に関する事。
 (四) 労働条件の改善に関する事。

二 日時

平成十六年三月二十五日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

北秋田郡鷹巣町綴子字釜堤脇十二番地 鷹巣病院

四 概要

救急外来患者及び入院患者のための保安要員を除くすべての組合員によるストラ

イキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第二百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年三月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧	新					
"	旧	横手東成瀬線	雄勝郡東成瀬村岩井川字入道八三番一地先から字長平七一番一地先まで	"	六・二〇〇〇～四五・二〇〇〇	四・四〇〇〇～一五・〇〇〇〇	〇・二九〇〇
	新	横手東成瀬線					

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十六年三月二十三日から同年四月五日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年三月二十三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百八十号

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧	新					
"	旧	本荘大内線	本荘市館前字後田二三番五から金山字堰根口二〇番五地先まで	"	八・〇〇〇〇～二八・〇〇〇〇	二・一四七	二・一四七
	新	本荘大内線					

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十六年三月二十三日から同年四月五日まで

秋田県告示第二百八十一号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間
	新	旧			
新	揚の下岩脇線		北秋田郡鷹巣町七日市字上屋敷四三番地先から字太田面四番一 地先まで	A	敷地の幅員（メートル） 延長（キロメートル）
	揚の下岩脇線				
旧	揚の下岩脇線		北秋田郡鷹巣町七日市字上屋敷四三番地先から字太田面四番一 地先まで	B	敷地の幅員（メートル） 延長（キロメートル）
	揚の下岩脇線				

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年三月二十三日から同年四月五日まで

秋田県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年三月二十三日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 区	間 間
一般国道	百八号	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字清水川原三七番一 地先から四五番地先まで	

二 供用開始の期日 平成十六年三月二十三日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課

平成十六年三月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

(二) 期間 平成十六年三月二十三日から同年四月五日まで

秋田県告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年三月二十三日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道 道	道路の種類	路 線 名	区 区	間 間
横手大森大内線				
			平鹿郡大雄村田根森字根田谷地西五二番一 から字精兵村二一番三まで	

二 供用開始の期日 平成十六年四月十九日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年三月二十三日から同年四月五日まで

秋田県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年三月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	金光寺能代線	能代市字松長布五五六番から字藤山四七番二まで
		能代市字田子向一から字寿域長根五六番一まで

二 供用開始の期日 平成十六年三月二十四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十六年三月二十三日から同年四月五日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成十六年三月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 冒険の鍵クーン

三 代表者の氏名

村田 君子

四 主たる事務所の所在地

北秋田郡森吉町米内沢字寺の下八番二十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、子ども達に自然と触れ合う機会を提供するとともに、訪れる方々に対し自然環境に配慮した自然体験活動を提案、提供し、併せて、人と自然が共存する社会づくりの啓発活動を行い、美しい自然と調和のとれた持続可能な利活用を進めることを通じて地域の活性化に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大館市下川沿土地改良区から申請があった定款変更について、平成十六年三月十五日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月二十三日

秋田県知事 寺田典城

平成十六年三月十六日県営土地改良事業（土花野石地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月二十三日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、河辺郡雄和町左手子字白川袋六十八番地嘉藤繁ほか二十八人から土地改良事業（三郡野地区単小規模土地改良事業（かんがい排水））に係る工事が平成十三年二月二十八日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月二十三日

秋田県知事 寺田典城

平成十六年二月二十六日県営土地改良事業（角間川地区第二工区ほ場整備事業（担い手育成型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月二十三日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、横手市中央土地改良区から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月二十三日

秋田県知事 寺田典城

(一)完了年月日 平成十六年一月三十日

(二)事業名 土地改良事業(三ツ塚山地区県単小規模土地改良事業(かんがい排水))

(二)完了年月日 平成十六年一月三十日

(二)事業名 土地改良事業(桜沢地区県単小規模土地改良事業(かんがい排水))

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、皆瀬村から土地改良事業(下生内地区県単小規模土地改良事業(かんがい排水))に係る工事が平成十六年二月二十日完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月二十三日

秋田県知事 寺田典城

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田県印刷所
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(862)八七六六
FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubarasatsu.co.jp

